伊佐市農業関係価格高騰対策緊急支援事業

コロナ禍やウクライナ情勢等の影響による飼料や農業資材等の価格高騰対策として 上昇分の一部を支援し、農業経営への影響を緩和するため助成金を交付します。

◎農業資材等価格高騰対策

対 象: 令和5年1月1日以降伊佐市に住所を有し、次の要件を満たすもの。

(1)【個人の場合】 令和5年度(令和4年分)の市民税の申告において、 農業収入が30万円以上あること。

【法人の場合】 直近の確定申告において、農作物の生産販売による事業収入が30万円以上あること。

(2) 令和5年以降においても農業収入があること。

助成額: 農業に係る収入額により次の表のとおり助成金を交付します。

令和4年収入額		助成金額
1,000 万円以上		100,000 円
750 万円以上	1,000 万円未満	75,000 円
500 万円以上	750 万円未満	50,000 円
250 万円以上	500 万円未満	25,000 円
30 万円以上	250 万円未満	15,000 円

申請手続き

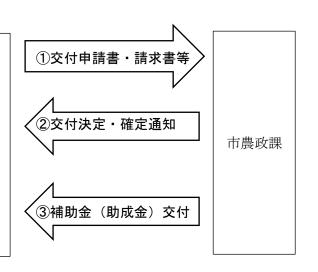
農業者

申請書類

- ① 交付申請書兼実績報告書
- ② 交付請求書(押印要)
- ③ 同意書

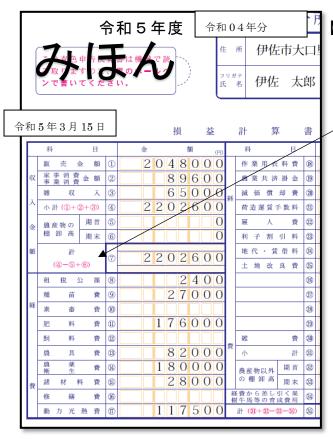
持参するもの

- ① 申告に伴う農業所得用の決算書・収支内 訳書の写し
- ② 振込口座の通帳の写し(必要に応じて)
- ③ 印鑑



申請期間 令和5年9月 1日(金) ~ 令和5年12月28日(木) 提出先 農政課(菱刈庁舎)

※申請書類は、農政課(菱刈庁舎)・市民課(大口庁舎)に有ります。



【決算書等】

令和5年度分所得税青色申告決算書(農業所得用)

農業収入金額の合計額が30万円以上あること。

◎畜産飼料価格高騰対策

対 **象**: 令和5年1月1日時点で伊佐市に住所を有するもの、法人にあっては伊佐 市に本社住所を有し、次の要件を満たすもの。

(1)令和5年以降においても引き続き畜産経営を行っているもの。

(2)肉用牛、乳用牛、豚に関しては1頭以上、鶏に関しては100羽以上を飼っていること。

助 成 額: 令和5年1月実施の畜産飼養頭羽数調査による飼養頭羽数に応じて助成金

を交付します。

申請手続: 畜産飼料価格高騰対策緊急支援事業については、農政課から直接対象者

へ申請書類を郵送し、申請方法等の案内をします。

問い合わせ先 農業資材等価格高騰対策:農政課農業政策係

畜産飼料価格高騰対策:農政課畜産係

電話26-1365